

在宅医療に関する意見について

平成17年6月17日
全国町村会長・添田町長
山 本 文 男

「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」（平成15年3月28日閣議決定）に基づき、医療保険制度改革の論議が進められ、これと歩調をあわせて、社会保障審議会医療部会では医療提供体制の検討が進められている。その中で現在、議論されている「在宅医療」について、本会は意向調査を行い、下記のとおり取りまとめた。

よって、同部会においては、これら意見を尊重し、今後の検討に十分に反映されるよう強く要請する。

記

1. 在宅医療の推進について

町村において、いわゆる社会的入院を解消し、在宅医療については、推進すべきとする意見が多くあり、そのためには、次のような条件整備を図る必要があること。

- ①医師確保 ②看護職の確保 ③家庭の協力

2. 医療提供者の連携について

在宅医療を推進するためには、医師の指示（関与）を徹底すべきとする意見のほか、医師と看護師と十分な事前協議等が必要であること。

3. 情報の提供体制について

在宅医療に関する医師の専門性及び地域社会における医療資源の現況等、住民・患者の選択に資する情報の提供を図ることが必要であること。

4. 支援体制の充実について

かかりつけ医（歯科医）の充実・普及を図り、開業医を中心とした在宅医療の提供者に対する支援体制を充実すべきこと。

5. その他

終末期の在宅医療の充実、支援を図るため、終末期、特に患者の死が目前に近づいた場合における、関係者の連携の在り方の充実を図ること。